第 7 回定例教育委員会 会議録

開催月日　令和2年7月22日（水）

開催時間　午後 4 時 00 分から午後 4 時 50 分まで

開催場所　教育委員会室

出席委員	教育長	斉木 邦彦		
	教育長職務代理者	三塚 憲二		
	教育長職務代理者	佐藤 喜美子		
	委員	松坂 浩志、岡部 和子、小澤 幸子		
出席職員	教育次長	小林 厚		
	教育監	嶋﨑 修		
	教育監	井上 耕史		
	理事	降籏 友宏		
	次長（総務課長）	小田切三男		
	義務教育課長	中込 司	高校教育課	
	高校教育課長	荻野 智夫	主幹・指導主事	石井 康敬
	高校改革・特別支援教育課長	百瀬 友輝	高校改革・特別支援教育課	
	生涯学習課長	山岸 ゆり	主幹	髙野 泰仁
	総務課総括課長補佐	土橋 信也	副主査	高戸 恵
	総務課課長補佐	入倉 俊幸	生涯学習課	
	総務課副主幹	河野 奈美	総括課長補佐	望月 勝一

傍聴人　1 名

報道　2 名

会議要旨

〔 教育長開会宣言 〕

委員の任期満了にともない、７月１３日付けで任命された新しい委員の紹介とあいさつがあった。新しく教育長職務代理者を指名した報告があった。
教育長職務代理者については、三塚委員に加え、新たに佐藤委員を指名した。

１　議　案
第 16 号　指導が不適切な教員の認定の手続等に関する規則の一部を改正する規則
［説明］ 義務教育課

三塚委員　対象となる教員は、誰が、どこで、この教員はちょっと指導が不適切だということを判断をする。まあ校長だと思うんだけども。それはどういったふうに、例えば客観的に判断をどうやって下していくのか、その辺を教えてもらいたいのと。それから実際今までその不適切な教員というのは、山梨県の場合はどのぐらいの人数が出ているのか。それだけ、すみません、教えてください。

中込課長　１つ目の判断でございますが、こちらは原則校長が推薦してくるというか校長が上げて来るという形です。それを基に、各事務所で基本的に１名上げてきますので、本県の場合であれば８地区。また高校から１名ですから、９名を上げてきて、それを基に対象者が候補として上がりますので、その候補９名を９、１０、１１と三月経過観察をした上で、その中から翌年度の指導改善の候補に当たる者を選定をするというふうなことで、この中でその状況ですとか、その辺の諸々のことを、この今度の聴取会議の中でご意見をいただいた上で、それを基に義務と高校と、最終的には総務課さんとか、幾つか教育委員会内で協議した上で、最終的には教育長に決裁をいただくという形になっております。

三塚委員　何人ぐらいの・・

中込課長　平成２０年からですので、これまで今年を入れて１２名です。

三塚委員　そうすると９名というのは、毎年毎年９名出さなくちゃいけなくて出してくるの。それともゼロという場合も、みんなが適切に指導しているという、その９ブロックで判断した場合には、ゼロは当然あり得るわけだけれども、毎年義務的に出してくるということはないよね。

中込課長　義務的にはないです。

三塚委員　ないけど出てきているの。

中込課長　はい、出てきています。

三塚委員　それってちょっと変だなと思うけど、どうなの。だってゼロだってあり得ることじゃんね、一般的に考えれば。そこのブロック、みんないい先生で、そんなに問題がないということは当然あり得るのに。と言うのは、なんで僕がしつこく言うのかと言うと、必ず出してくるみたいなことが定着していれば、ちゃんと教えている先生の中で、特によくない人を出してくるという可能性もあるじゃないですか。それが非常によくないことだと思うので、そこの所はどうなんだろう。

中込課長　そうですね、無理やりということは想定しておりませんで、現在も９名の方で、その三月の間で、さらにその三月の中で経過観察する中で改善の程度が指導で十分だとか・・

三塚委員　それは分かるんだ。三月の間でそれを認定するかしないのかと。ただ、それを上げてくる時に必ず９名が上がってくる自体が僕、異常じゃないかと思っているんだよ。だってみんながちゃんと教えているんですよと言えば、別段ゼロだって構わないわけでしょう。そこがどうなのかと、ちょっとおかしいなと思って。

中込課長　上げてこなくていいですというようなことも言っていませんし、この制度自体が研修を受けて全く困る人を上げてきてくださいというよりも、指導改善ですから、その研修を受けることでさらに自信を持って子供の前に立てるというふうなことも・・

三塚委員　でもそれ変だよ。この趣旨が違うじゃん、それと、この趣旨が。だって改めてまた指導しなくてもいい先生は指導する必要ないじゃん。だって、これは悪いからやるわけだから。だからゼロというのは当然あり得て僕は不思議ないと思うけど。もし出さなきゃいけないみたいな風潮になっているのであれば、そこは改めるべきだなと思っています、教育委員会のほうでやっぱり指導して。だからゼロであればゼロが一番いいことなんだから。

中込課長　分かりました。

佐藤委員　この名称の一部変更については異議はありません。私見になってしまうんですけど、この研修ってかなり重たい研修で、その先生を出す側も出される先生にとっても、非常に抵抗がある研修かなというふうに思うんですね。認定は学校長が三ヶ月以上にわたり詳しい記録を取って、それをデータとして意見を徴収することになると思うんですけど。この研修は法定なので、なかなか難しいんだろうけれども、もう少し短期間、例えば三ヶ月ぐらいに区切って、そして１人じゃなくて４人ぐらいを対象に指導改善という意味を強調して、もう少し学習指導とか学級経営とか、そういうことで指導すれば、子供たちにとってすごくよくなるというふうな研修になって、重たい研修じゃなくて、もっと前向きな研修というふうに捉えて、それが広がるといいなというふうに私は思ってるんですね。その辺は県独自に何かそういうことができるのかどうかが検討していただければ。

佐藤委員　　１年莫大な予算で３人体制でお一人を、研修センター等の本当に全ての先生にも係わっていただいてということで、すごくいい研修だけど、１人じゃもったいないなということをすごく思いますので、その辺がうまくいくとより多くの先生を指導改善ということで、いい先生にしていくための研修ということで広がりを欲しいなというふうに思っています。以上です。

中込課長　　その点については先生方の実力を伸ばすということで、効果的にまた活用していきたいと思っています。

岡部委員　　教えていただきたいんです。他県ではよく判定委員会と言うんですが、審査委員会じゃなくて判定委員会。同じように他県もこういう形の条例からいくと、名前も変わっていくという法令になっているんでしょうか。

中込課長　　他県の状況も把握して、先生おっしゃっているのは判定委員会のようなことの県もあるんですが、幾つか調べた中で、法令上ここで意見を聞くとされていますので、ここで附属機関のような判定を求めるような会にする必要はないということで、他県の状況を見ながら今回改正をするというものでございます。

岡部委員　　先ほどのことなんですが、現場にいた時には校長が指導者の改善を求める職員を上げろということはないんですが、こちらから申請したり、こちらからこういう先生がいますよということはあったとは思うんですけど、こちらから上げるということはない。とにかく所属職員を育てることがリーダーシップの仕事だと思うので、そういうのをとにかく授業研究をして、あるいは改善をするためにその先生を現場で育てるというのが私はそうだと思うんです。そこでやっぱり専門性が低下したり、あるいは精神的な疾患があった時に、やはりこういうようなことも起こりうるだろうということで、恐らく上がってきて育てていくだろうと思いますけど。やっぱりコミュニケーション能力がないので、やっぱり現場の先生の力が大変で、特に校長先生は裁判沙汰になっても困るので、上げたくもないということもあるかと思うんですが、その辺のところで今さっきのことについて、私もこのことに意見聴取というところの会議は賛成です。

松坂委員　　この中身の審査委員会の名称を変更しなくちゃならないということについては、私も、これ、あっ、だから変えないといけないなというのは非常にそれ理解できるので。ただ、そういうふうなシステムでいいかどうかというと、ちょっと僕よく分からないんですけども。三塚先生が言われたように、必ず上げるというような仕組みになっているというのは、それでいいんでしょうか。それ確認なんですけど。

中込課長　　必ず上げるというシステムではないです。

松坂委員　　では何かの問題が起きて、その先生にもう一度やっぱり指導しないといけないな、というようなことが校長先生が必要と感じると、それを申し込むということになるわけですね。

中込課長　　そうですね。

松坂委員　　それを申し込んで、その先生の指導がいいかどうかという意見を聞くための専門家の委員会ということで、審査会ということで、これ決定権は全くないことになるわけですか。

中込課長　　そうですね、はい。

松坂委員　　その諮問というか、その意見を受けて教育長が何らかの判断の決裁を行うための意見聴取会。何か実際に意見聴取会ですよということの名前に変えようということですね。

中込課長　　そういうことです。

松坂委員　それは私もその法律でもって変わったということなので、そのとおりに変えますということだから、それについては問題はないんじゃないかなというふうに、まあそんなふうに考えます。ただ、その何かその聴取会でもって出たような意見が、その指導に反映が全くされないんですか。

中込課長　いや、この対象にする方を選ぶ段階と、改善の程度を聴取する、まあ翌年現場に戻る段階で改善の程度をまた意見聴取しますので、そういう段階で改善の程度で、最初のうちは子供の様子を見ながら指導できなかったけれども、かなり子供の様子を見ながら反応を受けながら指導できていますね、というようなところがあります。ただそういう中で、そうは言ってもそれ以外の子供たちに対しての目配りですとか、対応がもう少し必要ですねとか、そういうようなご意見をいただきますから、そういうものを生かしながら、現場に戻った時には、そしてかなり指導の先生方がサポート入っていますから、これが入らなかった時にはどういうふうな対応をするかとか、その辺のご示唆ですとか、ご指導はいただきながら翌年学校現場に戻すというふうな体制で。今、松坂委員がおっしゃったような意見は生かすようにはしております。

松坂委員　その専門家委員会の中で指導方法についての何かアドバイスが出たら、それも汲み取っていくような形になるということですか。

中込課長　そうですね。

松坂委員　分かりました。はい、ありがとうございます。

小澤委員　今、佐藤先生のお話で、こういう指導を受けなければならないということは、先生方にとっても非常に重たいことであるということなんですけれども、しかるべき期間のご指導をいただいて、また教育現場に戻っていくということですけれども、戻れない先生もいらっしゃるんでしょうか。それはこういうことで離職される方とかもいるのか。あるいはその指導の効果は有効で、また現場に戻れていけるものなのか教えてください。

中込課長　基本的には、法律上はその改善の程度が認められれば翌年は原則として戻りますけれども、改善の程度が思わしくない場合には、あと１年まで延長ができるというのが法律上は規定されています。実際うちの所では、かなり総合教育センターで指導していただいていますから、現段階では戻れないという方はいませんで、１年で戻って現場で活躍をされているというような状況でございます。

小澤委員　こちらでは専門知識の不足や、子供の心を理解する能力意欲に欠ける等の理由でということですけれども、その教育指導とか学習指導とか、その面以外の部分でちょっと不適格な問題行動があったような先生方もこういったものに載っていくんでしょうか。

中込課長　いや、それは・・

小澤委員　それはまた別のものなのですね。

中込課長　それは別のルートなので。

小澤委員　分かりました。よく分かりました。ありがとうございます。

佐 藤 委 員　　この研修に該当しないメンタルと言いますか、病的な、そういうものを持った先生については、意見聴取、すごく重要になると思っていまして、その見極めというのはかなり重視していきたいなというふうに思うんです。ですが、その先生へ例えばそういうメンタルな、病的な部分がうまく治療で治っていけばいいんですが、何か子供の顔が見られないとか、ちょっと教員の資質能力にとって致命的なものがあった場合、採用試験を通ってきた方なので能力が高い方だと思うので、何か県として同等の、他の職種と言いますか、そういう所への異動と言いますか、そういうふうなことって可能性はあるんでしょうか。

中 込 課 長　　法律上は規定がないことはないんですけれども、実際その要件で採用されたわけではないので、なかなか現実的には難しいと思っていまして、メンタルですとか、そういう方のサポートは、やはり現場でやっていただく必要があると思っておりまして、そういう点では県のほうでも把握が必要になりますので、義務段階で小中学校の教員に対しては本課の管理主事が秋には全員と面談しておりますので、面談する中で先生方の希望ですとか、今の勤務状況ですとか、改善の程度ですとか、その辺の所要のいろんな所も全て把握しながら、翌年一番適切な所へ適材適所で異動していただきながら、というふうな形で人事異動も行っていますので、その辺は十分に対応していきたいと思っております。

岡 部 委 員　　そして意見聴取の中に専門医の先生がいらして、そこで相当話がたびたびあって、そのあとの復帰プログラムが、現場に戻るにしましても、そのプログラムが現場の校長には大変なものなので、その辺の所の趣をしっかりしていただければいいかなと思います。
ありがとうございます。

中 込 課 長　　メンタルの復帰プログラムにつきましては、福利給与課が持っているんですけども、大体２カ月程度ですね。その辺りもまた学校のほうにも周知しながら対応していきたいと思っております。

【原案どおり決定】

第 17 号　令和３年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科創造工学科入学者選抜の基本事項の項目追加について

［説明］ 高校改革・特別支援課

【原案どおり決定】

第 18 号　令和３年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科入学者選抜の基本事項の項目追加について

［説明］ 高校改革・特別支援課

三 塚 委 員　　百瀬さん、追検査の所で新型コロナウイルス等と書いてあるじゃないですか。「等」というのはどういったことを想定して・・

百 瀬 課 長　　「等」は、今までのインフルエンザとか、そういうインフルエンザです。

三 塚 委 員　　「等」というと結構いろんなものを含むから、だからそれでいいのかなとちょっと思ったんです。いいんだろうね。

百瀬課長　ほかにも今後出てくるかもしれないので。幅広に取って、いずれ何らかの事情で受けられなくなった方という意味で、主にはコロナの関係がやっぱり１４日という日数を取らなければならないということで・・

三塚委員　僕らもよく文章で使う「等」って入れるか入れないかで、結構意外と悩むところがあるので、「等」と入れちゃうとかえって何か逆に広げちゃって訳が分からなくなることがよくあるので、その辺の判断がしっかりしていればいいと思うんです。

岡部委員　一般募集のコロナの追試験をする時には、一般募集の時の試験の数学の点数、同じ問題ではないのかどうかということと。あるいは何割になるのかとか、ということとか。１００パーセントそのまま同じ試験だったら１００パーセントで見るのか、違う試験なるのかと、そこの所だけ教えてください。

百瀬課長　当然違う試験内容になりまして、扱いは同じでございます。

岡部委員　はい、分かりました。

【原案どおり決定】

２　報告事項

(4)　令和２年３月公立高等学校卒業者の就職決定状況

［説明］高校教育課

松坂委員　今その卒業生のフォローをしていますよというような話なんですけど、それはここのところ意外と定着率がすごく、就職率は多分いいんですけど、定着率とかというのは何か把握されているんでしょうか。

荻野課長　なかなか卒業生の企業、この企業訪問等で把握することは学校ごとにやっている学校もあるんですけれども、なかなか調査の仕方が難しく、確実な数を把握するということはなかなかできずにおります。

松坂委員　今後の多分課題だと思うんですけど、定着率を把握していく必要があるんだろうなというのが私がちょっと思うところが一つと。それとあともう一つは、キャリア教育というのを今進めているということなんですけど、キャリア教育って何年生ぐらいからやるんですか。

荻野課長　すでに入学時、１年時からいろんな授業がありますが、企業の方を呼んで講演を聞くとか、様々な取り組みをしております。

松坂委員　何か今大学生もそうなんですけど、理科系の大学に行っても、例えば電気をやっている人も電気が好きで入ってきているわけではなくて、たまたま入ってきたというようなことで、１年生の時に電気の、なんで電気が面白いか、とかというような教育をやったりしているのが今実情でやっているのを聞くと、自分が何になったらいいか、何をしたいかというのが、皆さん分からないでいるみたいなんですね。入ってきてからも分からない、大学に入っても分からないというのがあって、何かそれってすごく何か感じて、どういう職業に就きたいというようなことが聞いてもほとんど明確に回答できなかったり、どういう職業があるのかというふうなことがよく分からないでいる人たちも結構多いなというふうな、私自身すごく感じているので、そういうキャリア教育の中にそういうふうな実際の、例えばどういう仕事があるかとか、自分が将来何がやりたいか。例えばその中の選択肢として大学に行くのか、もっと高校の時から例えば専門性をやるか、とかということの、選択肢が選ばれるような何か教育が必要かなと非常に感じている。

松坂委員　それで何かミスマッチが起きちゃって、定着率が悪くなるかなというようなことも考えられるかな、その一つだと思うんですけど。そういったことでキャリア教育をもっと充実して見直してもらって、１年生ぐらいから就職を選択するのか、進学を選択するのか。その進学の中にも、こういうことをやりたいからこういう学部に進むのかというふうなことが、何かもっと明確に分かるような、そしてビジョンが作れるような教育が必要かな、なんてちょっと思いますので、その辺参考にしていただけたらなと思います。

荻野課長　今年度からそこに、２行目にありますけどキャリアパスポートという事業を始めまして、これは小中高校ずっと積み上げて、ポートフォリオ的に自分が考えたキャリア形成の過程を振り返られるようにしていこうなんていう、そんな事業も始めますので、そんなようなことも充実させながら、今おっしゃったようなことが何とか実現できるようにがんばっていきたいと思います。

松坂委員　よろしくお願いします。

佐藤委員　学科別の決定率で、その前にかなり高い推移で決定率が維持されているということは、県、そして高校のご努力の成果だなというふうに思い感謝します。
学科別の決定率で、普通科が若干低くなったというのは求人側の問題なのか、それとも高校生が求めたものと希望に添わないというふうなことだったのかというのが１点と。
それからもう１つは、課程別の決定率で定時制が若干下がっているんですね。これは定時制の生徒さんについては、決まらなかった場合に、その後どんなふうに生活されていくのかなというのがちょっと心配というか気になりまして、バイトしてやっているのか、分かる範囲でいいので教えてください。

荻野課長　普通科がそこにあります前回が非常に高い、９６パーセント近い数値だったので、その前年を見ますと９２パーセント程度ですので、特に極端に下がったとは考えておりませんが、原因についてはちょっと図りかねる所がございますが。まあ９０パーセント超えているということで、なかなか理由まではちょっと把握しておりません。申し訳ありません。それから定時制のほうですが、これについては少し聞き取りをしたところ、これは就職希望者を母体にしておりますので、当初は就職するつもりでいたんだけれども、途中からちょっとそれを積極的に行わなくなってしまった子とか、あるいはちょっと学業のほうが卒業が目的みたいになってしまい、就職活動が途中で、よりも学業優先と言うか、卒業目的というようなことになったものなど、いろんな多様な状況があるということは聞いております。

【了知】

3　その他報告

(7)　山梨県社会教育委員の公募について
［説明］生涯学習課

【了知】

(8)　山梨県図書館協議会委員の公募について
［説明］生涯学習課

【 了 知 】

〔 教育長閉会宣言 〕

以　　　上